



広報

# いながわ

第656号

8月15日

平成15年  
(2003年)

毎月1日・15日発行

編集・発行 猪名川町 企画部 広報コミュニティ課

〒666-0202 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 072 (766) 8707 ファックス番号 072 (767) 2255

ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス [koho@town.inagawa.hyogo.jp](mailto:koho@town.inagawa.hyogo.jp)

## プラスチック容器包装の分け方

一つの製品でも、素材によって分別区分が異なる場合がありますのでご注意ください。下記の図を参考に分別してください。



## 不燃ごみ

不燃ごみは、2週間に1度回収します。プラスチック容器包装ごみ以外のプラスチック類を、不燃ごみとして出してください。プラスチックリサイクルマークの表示がなく、迷うものは不燃ごみの収集日に出してください。

### 不燃ごみの対象になるもの

ガラス・陶器類    化粧品のびん    ポリバケツ  
おもちゃ    蛍光灯    ハンガー    靴類  
刃物など

蛍光灯・電球、また、割れた食器やガラスは危険ですので古新聞などに包んで**割れ物**と表示してください  
刃物・ナイフ・カミソリの刃などは古新聞などに包んで**刃物**と表示してください

# 10月から「プラスチックごみ」分別化始まる

これまで各家庭でプラスチックごみ類として出していたごみを、10月1日から「プラスチック容器包装」と「不燃ごみ」の2種類に分別し、出していたことになりました。「資源の有効利用」「地球環境の保全」のため、プラスチックごみの分別化への協力をお願いします。

現在、ごみ分別収集の種類は、燃えるごみ、ペットボトル、プラスチック類、びん、かん、粗大ごみの6種類ですが、10月からは、プラスチック類を「プラスチック容器包装」と「不燃ごみ」の2種類に分け、合計7種類の分別収集となります。

現在、家庭から出るごみの約3分の1は容器包装プラスチックごみで、このごみは今までプラスチックごみ類として回収していましたが、不燃ごみと一緒に扱っていたため、効果的にリサイクルすることができませんでした。しかし、

これからプラスチック類を分別収集することで、事業者がこのごみを引き取り、リサイクルを行うことができ、大幅なごみの減少が図れるようになります。

残りの5種類については、一部収集日の変更はありますが、分別内容の変更はありません。9月中旬に自治会を通じてごみ収集カレンダーを配付しますのでご活用ください。自治会未加入者へは、9月1日以降に生活環境課、日生・六瀬住民センターで配付します。問い合わせは、クリーンセンター(768・0818)へ。



プラスチック容器包装ごみは、2週間に1度回収します。下記のプラスチックリサイクルマークの表示のあるものだけを収集日に出してください。また、回収するときには中身の確認をしますので、無色透明、または半透明の袋に入れて出してください。

## プラスチック容器包装

### プラスチック容器包装ごみの対象になるもの

**ポリ袋ラップ類**  
野菜・そば・パンなどの袋  
生鮮食品などのラップ  
カップ麺などの薄い外フィルム  
インスタント食品・冷凍食品などの袋  
飴・菓子などの包み  
衣料品・化粧品・薬品・トイレペーパーなどの袋  
レジ袋など

**カップ・パック類**  
カップ麺・プリン・インスタント食品・コンビニ弁当などの容器  
卵パック・一口ゼリーなどのパック  
薬・化粧品・日用品などのケース  
歯ブラシなどのパック

**ボトル類**  
たれ・つゆ・ドレッシング・乳酸飲料などの容器  
洗剤・シャンプー・リンスなどの容器  
うがい薬・目薬などの容器

**フタ類**  
ペットボトル・空きびん・プラスチック容器などのプラスチック製のフタ

**トレイ類**  
果物などのトレイ  
惣菜・生菓子などのトレイ  
生鮮食品などのトレイ

**緩衝材類**  
家電製品の発泡スチロール製緩衝材など  
家電製品を保護した発泡スチロール

歯磨き粉・ワサビ・ケチャップ・マヨネーズなど中身が付着して洗えないものは、燃えるごみに出してください  
ペットボトルはペットボトルの日に、トレイや卵パックはスーパーなどの店頭回収もご利用ください